

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「7か月から9か月まで」を「6月から10月まで」に改める。

(秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。